

消費生活 センターだより

発行 姫路市消費生活センター

もくじ

- 「エシカル消費」できることからはじめてみよう！
海を漂うプラスチックごみについて
- ネット広告の種類と付き合い方
- ネット通販の詐欺的サイトにご注意！！
～危険なネット広告、油断していると騙されるかも・・・～
- ないと困る「計量」！「計量」ってなに？

～「エシカル消費」できることからはじめてみよう！～

「エシカル(Ethical)」とは、「倫理的・道徳的」という意味で、「エシカル消費」とは、人や社会、地球環境に配慮したものやサービスを選んで消費することです。

今回は、「エシカル消費」に関わるものとして、「海を漂うプラスチックごみ」についてご紹介します。

タイの海岸に打ち上げられたクジラの胃の中からレジ袋など大量のプラスチックごみが見つかり、世界に大きな衝撃を与えました。プラスチックは長期間分解されません。今、海洋に流れ出たプラスチックごみ(以下、プラごみ)が、世界規模で深刻な問題になっています。

安価で便利なプラスチックですが、日本のプラごみは増え続けており、年間940万トンと言われています。とはいえ、「分別回収、リサイクルされているから大丈夫なのでは・・・」と思う人もいるでしょう。確かに、市内の各家庭から出るプラごみは一般廃棄物として姫路市の責任で分別収集され、容器包装リサイクル法などにのっとりリサイクルされています。

しかし、飲食店や工場などあらゆる企業の事業活動から出るプラごみの多くは、焼却されたり、埋め立てられたり、「資源」として中国に輸出されたりしていました。中国は、石油よりはるかに安い「資源」としてプラごみを世界各国から輸入し、プラスチック製品生産の原料にしてきました。しかし、新聞などの報道によると、汚れたままのプラごみや、そもそもプラスチックではない材質の混ざ込みが多く、リサイクル処理の過程での中国国内での環境汚染が大きな問題となり、2017年末に中国政府は輸入をストップしました。これから世界各地で行き場をなくしたプラごみがあふれてしまいます。



今、私たちに できることは？

できるところから
プラスチックで作られた
もの使用を控えることです。

1 すぐに捨てるプラスチックは使わない

買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋は断る。飲み物はマイボトルを使用し、ペットボトル飲料の購入は控える。飲食店でのストローや、購入する食品のスプーン、フォークなどの使い捨てプラスチックをもらわない。

2 一つの製品を長く使う、過剰包装を断る

詰め替え商品を買う。長く使えるものや再利用可能なものを使う。贈答品などの過剰な包装は避ける。

3 捨てる時はしっかり分別する

家庭から出るプラスチック製容器包装やペットボトルは分別してごみに出す。(クリーンカレンダーを参照に)

4 美化活動、生活の周辺などをきれいに保つ

海を漂うごみの多くは、私たちの生活から発生するという意識で、地域の清掃活動に参加し、環境美化に取り組みましょう。

～すぐに全てを変えることは難しいですが、
少しずつ自分のできることから始めてみましょう。～

～マイクロプラスチックをご存知ですか～

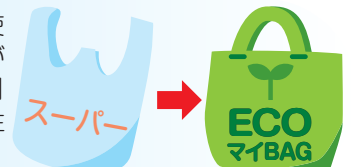
海を漂流するプラスチックが紫外線や波、海水の塩分などによって砕かれ、5ミリ以下になったものを「マイクロプラスチック」といいます。洗顔料や歯磨き粉などにスクラブ剤として入っている「マイクロビーズ」も含まれます。

それ自体は無害でも、有害な汚染物質と結びつく性質を持っており、魚介類の体内からも見つかっていることから、生態系への影響、さらにそれを食べる人への影響が懸念されています。



日本でも世界でも、
プラスチック製品を
使わないようにしたり、
規制したりする動きが
広がっています。

レジ袋の有料化や「紙袋」への切り替え、プラスチック製使い捨てストローの廃止など「脱プラスチック」への取り組みが世界中で広がっています。プラスチックの代替品となる「紙」製品や自然界で分解される「生分解性プラスチック」などが注目されており、今後の普及が期待されます。





ネット広告の種類と付き合い方

最近ではスマートフォンやタブレットを持っている方が多く、いつでもどこでも隙間の時間を見つけてはインターネットを利用しています。

みなさん、気になりませんか。画面の記事を読もうとすると覆いかぶさるように出てくる「枠」、画面の一番下からせり上がってきたり、上から降りてきたり・・・画面にうまくとけ込んでいるものもあります。よく見ると「広告」「PR」などと書いてあります。これらは全て「ネット広告」と呼ばれるもので、クリックすると広告主のサイトに直接ジャンプするようになっています。まるで自分の好みを知っているかのように、自分の興味関心を引くようなことが表示されています。しかし、注意して見ないと消費者トラブルのきっかけになる場合もあります。

今回は、このネット広告についてご紹介します。

ネット広告にはどのようなものがあるのでしょうか？

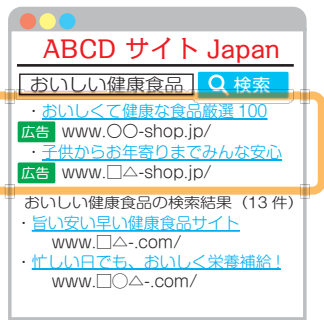
●純広告(バナー広告)

WEBサイト内で決められた枠を一定期間買い取り、画像やアニメーションで広告が表示される。大手検索サイトのトップページに掲載されている。露出効果を狙って出すもので、「短時間で多くの人に知ってもらいたい」という時に利用される。



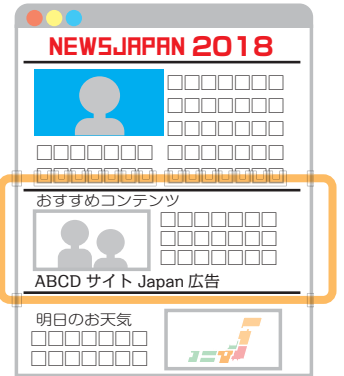
●リスティング広告

検索エンジン(ヤフー、グーグルなど)の検索結果に表示される広告。入力されたキーワードに関連性の高い広告が表示されるため、ユーザーの興味関心に応じた広告が配信される。



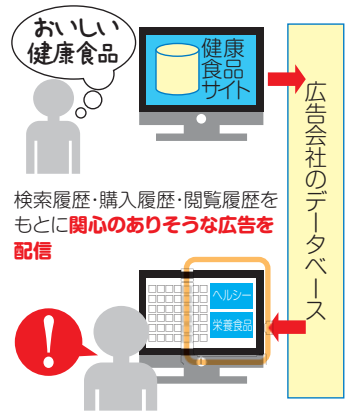
●ネイティブ広告

SNSの場合は投稿形式、ニュースメディアの場合は記事形式で配信されるなど、いかにも「広告」という違和感を与えず、自然な形で表示される。他の一般記事と区別するため「広告」という表記が入っている。



●ターゲティング広告

閲覧履歴や登録情報など利用者の属性に合わせて表示される広告。その中で、ネット上における利用者の行動履歴(広告のクリック履歴、サイト閲覧履歴など)から興味関心を推測し、利用者にとって適切と思われる広告を配信する手法を「行動ターゲティング広告」という。閲覧・検索履歴を残さない設定も可能。



「口コミ」はあくまで参考までに……

広告は、どれも見る側が必ず「広告」だとわかるようになっていなければなりません。しかし、それが宣伝であると消費者に気づかれないように宣伝を行う「ステルスマーケティング(ステマ)」と呼ばれるものもあり、問題視されています。

(例)・業者が一般の消費者になりすまして口コミや評価を書く。

- ・社会的に影響のある人(芸能人やインフルエンサーなど)に商品やサービスを高評価で紹介してもらう。



～ネット広告との付き合い方～

今はネットで検索すればいくらでも情報が手に入ります。それと連動して、ネット広告に接する機会もますます増えていきます。ほとんどの場合、「●●ランキング1位」「50代の主婦の9割が愛用」「今だけ特別価格」「限定100個」など、消費者の購買意欲を刺激するように作られており、実際「ターゲティング広告」をきっかけに、化粧品やダイエット食品を購入したところ「お試しで1回だけのはずが定期購入だった」という相談が多数寄せられています。また、有益な情報と見せかけて実はウイルスが仕込まれているものや、個人情報の収集を目的とする広告もあり注意が必要です。

ネット上で利用できるサービスの多くは、この広告収入によって賄われています。このことを認識した上で、すぐに飛びつかず、その広告が自分にとって有益か否かを判断し、慎重に行動することが重要です。また、ネット上の情報を鵜呑みにするのではなく、その情報に根拠はあるか、発信者は誰なのかなど、第三者的視点にたって考える習慣をつけましょう。



～危険なネット広告、油断していると騙されるかも・・・～



ネット通販の詐欺的サイトにご注意!!

いつでもどこでも、手軽で便利なネット通販。しかし、「商品が届かない」「粗悪品・ニセモノが届いた」「連絡がとれない」といった詐欺的サイトによるトラブルが多発しています。これらの詐欺的サイトはネット広告が入り口になることが多

く、商品名や「最安値」などのキーワードで検索すると上位に表示されるよう細工されていたり、SNSにセール情報を知らせる広告を投稿して偽のショッピングサイトに誘導したりします。「少しでも安く買いたい」という消費者の気持ちを上手く利用しており、気を付けていてもいつのまにか誘い込まれて金銭や決済時のクレジットカード情報、さらに個人情報まで盗み取られてしまうことがあります。そこで、ネット通販でだまされないため注意すべきポイントと被害にあった際のとるべき行動についてお伝えします。



インターネット通販における怪しいサイトの見分け方

利用前に、必ず一度立ち止まってその業者が信用できるか、サイトが本物かどうかなど安全性、信頼性をしっかり確認しましょう。

- ① 一般の流通価格より極端に安い。売り切れの限定商品なのに在庫がある。最近では、あえて激安とまではいえない、実際にありそうな価格設定で消費者を信じ込ませる詐欺サイトもある。
- ② 「会社名」「住所」「電話番号」「代表者名」の記載がない。記載していても架空の情報であることが多い。(これらの項目は法律で記載が義務づけられている。広告の最下の「特定商取引法に基づく表記」「会社概要」のリンクを確認する)
- ③ URLがブランド名をもじったものなど不自然。問い合わせメールアドレスが「フリーメールアドレス」である。
- ④ 支払い方法の選択肢が少ない。「前払い」しか選べない、銀行振込の振込先が個人名義の場合は利用を避ける。「カード払い対応」となっているにも、システムの不具合などを理由に、銀行振込の前払いに誘導される場合もある。最近では代引き配達の事例もある。
- ⑤ 日本語や文章に違和感がある。不自然な日本語の表現であったり、通常使用されない旧字体が交じっていたりする。

こんなサイトには
ご注意!

- URLが購入希望サイトと異なる
- 住所が番地まで記載されていない
- 電話番号がなく、連絡先がEメールしかない



- 字体(フォント)に通常使用されない旧字体が混ざっている
- 極端に値引きされている
- 支払い方法が銀行振込のみ
- 機械翻訳したような不自然な日本語表現がある

参考：消費者庁

～被害にあったと気付いたら～

「被害にあってしまったかも・・・」と感じたらすぐに警察や消費生活センターに相談してください。さらに支払い方法により、

- ・ 振り込みの場合は、振り込み先の金融機関に相談しましょう。早い段階であれば、犯罪口座の凍結により、残高状況に応じて返金を受けられる場合があります。
- ・ クレジットカード払いの場合は、カード会社に相談しましょう。決済に利用したカード情報を悪用されてしまうことがあります。悪用防止のため利用停止と再発行(カード番号変更)の申し出をしてください。

また、ネット画面の情報や業者とのやり取りの記録、振込記録、クレジットカードの利用明細など取引に関する資料は、トラブルになった時の証拠になりますので大切に保管しておきましょう。



このようなトラブルは、海外の詐欺的サイトに多く、取り締まりや被害回復は非常に困難です。少しでも「あやしい」と感じたら、すぐに取り引きを中止するなど自衛することが大切です。

意外と知らない？

計量法？
商品量目制度？
はてな・・・



ないと困る「計量」！「計量」ってなに？

姫路市消費生活センターには「計量」という業務があります。実は、私たちが暮らしていくうえで、この「計量（はかること）」はとても大切なことなのです。
今回は、この「計量」についてご紹介します。

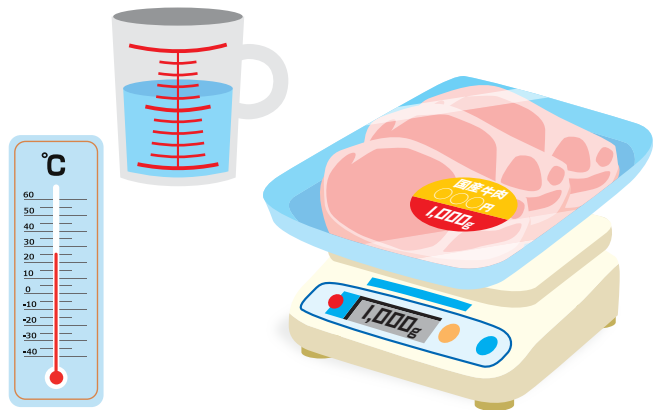
私たちは日々の生活において、多くの「はかること」に接しています。炊飯器の米の量や水加減、部屋の温度、自家用車の燃料、健康管理には体重や血圧もあります。もし、これらを計量する道具が正しい数値を示さなかったり、正しく使われていなかったらどうなるでしょう。はかるたびに、またはかる人によって表示される数値が違ったら、はかる意味がなくなってしまいます。そうならないために「計量法」という法律で、計量に使用する単位や正しい計量の仕方などが決められているのです。「計量法」は、正しく計量することを義務付けている法律なのです。

スーパーなどで売られているお肉のパックや飲み物の容器に、内容量200gとか500mlと表示されているのをよく見てください。しかし本当に200gや500ml入っているかどうかほとんどの人は自分で確かめることはないと思います。もし、その表示が間違っていたら、私たち消費者は安心して買い物ができません。

そこで計量法には、商品が正しく販売されるための制度として、「商品量目制度」というものがあります。これは商品に表示されている量と実際の量の違いを、ある一定の範囲内にしなければならないというものです。表示されている量には、風袋（トレー・ラップ等の包装、タレ・わさび・吸水紙などの添え物）の重さは含まれていません。

姫路市消費生活センターでは、この計量法に基づき、消費者が安心して商品を購入できるように、計量器の定期検査（下記参照）を行ったり、流通繁忙期の中元・歳末時期に量販店などへ出向き、立入検査を行っています。

みなさん、買い物をする時は品質、価格だけではなく内容量についても関心を払ってみてください。



～計量器の定期検査とは～

取引または証明に使用する「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。この検査に合格すると、「定期検査済証印」が貼られ、以降2年間取引や証明に使用できるようになります。



消費生活センターからのお知らせ

姫路市消費生活センターでは、市民からの消費生活に関するご相談を電話又は来所でお受けし、その問題解決に向けて情報提供やアドバイスを行っています。相談は契約書などを確認したり、契約時にどのようなやりとりがあったかなどの詳しい話をお聞きしながら対応しますので、メールでの相談は受け付けておりません。平日は仕事があるので相談できないという場合は、下記の相談窓口をご利用ください。



消費者
ホット
ライン

い や や
☎188 ※年末年始は除く

平日 最寄りの消費生活センターの相談窓口につながります。
土・日・祝日 国民生活センターにつながります。(10:00～16:00)

アナウンスに従って操作してください。IP電話など、一部の電話からはつながりません。
詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページ
http://www.kokusen.go.jp/map/weekend_madoguchi.html をご覧ください。
⑤土日祝日の相談窓口は緊急避難的な助言のみを行っています。

◆◆消費生活上のご相談、お問い合わせは◆◆

相談専用電話
(079)221-2110

※姫路市に在住、在勤の方に限ります。
事業者からの相談は受け付けていません。

姫路市消費生活センター

姫路市安田四丁目1番地（姫路市役所1階）
ホームページアドレス <http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212110>

※メールでの相談は受け付けていません。
受付時間：月曜日～金曜日 9時～17時

姫路市消費生活センター



検索